【平成19年6月27日法律第102号改正後】

（報告の徴取及び立入検査）

第百七十七条　内閣総理大臣は、第百七十三条第一項、第百七十四条第一項又は第百七十五条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第二項の規定による課徴金に係る事件について必要な調査をするため、当該職員に、次に掲げる処分をさせることができる。

一　事件関係人若しくは参考人に質問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二　事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査すること。

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（報告の徴取及び立入検査）

第百七十七条　内閣総理大臣は、第百七十三条第一項、第百七十四条第一項又は第百七十五条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第二項の規定による課徴金に係る事件について必要な調査をするため、当該職員に、次に掲げる処分をさせることができる。

一　事件関係人若しくは参考人に質問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二　事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査すること。

（改正前）

（新設）

第百七十七条　内閣総理大臣は、第百七十三条第一項、第百七十四条第一項又は第百七十五条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第二項の規定による課徴金に係る事件について必要な調査をするため、当該職員に、次に掲げる処分をさせることができる。

一　事件関係人若しくは参考人に質問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二　事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査すること。

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】

（改正後）

第百七十七条　内閣総理大臣は、第百七十三条第一項、第百七十四条第一項又は第百七十五条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第二項の規定による課徴金に係る事件について必要な調査をするため、当該職員に、次に掲げる処分をさせることができる。

一　事件関係人若しくは参考人に質問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二　事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査すること。

（改正前）

（新設）